

新型コロナウイルス感染症対策等で 営業を自粛していた食品等事業者の皆さまへ

営業再開にあたっては、

以下のことを実施してください。

□ 施設の清掃・消毒

- ・カビや衛生害虫等が発生していることもあります。

□ 調理器具や食器の洗浄・消毒

□ 冷蔵庫，冷凍庫や加熱調理器具の温度確認

- ・その他の設備についても正常に動作するか確認してください。

□ 劣化した食品，開封されたままの食品， 期限の切れた食品の廃棄

□ 使用水の確認

- ・水道水であっても長期間使用しなかった場合，配管内や貯水槽内で滞留し水質が劣化します。溜まっていた水を排出するため，蛇口を開けて一定時間水を流し，色・匂い・濁り・味を確認してください。

 【お問い合わせ先】（衛生課食品係）

東区	Tel 092-645-1111	城南区	Tel 092-831-4219
博多区	Tel 092-419-1126	早良区	Tel 092-851-6609
中央区	Tel 092-761-7356	西区	Tel 092-895-7095
南区	Tel 092-559-5162		